

## L型系擁壁における追加認定擁壁の製造工場認証について

作成 平成24年 3月29日  
改訂 平成25年 4月 1日  
公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

### I. 基本方針

1. 追加認定擁壁製造工場は工場調査を行った上での認証とする。
2. 書換申請の工場調査は、追加部分の確認および現品の確認を行う。
3. 外圧強さ試験は代表1工場で破壊荷重とし、他工場は長期設計荷重とする。
4. 追加認定擁壁における工場調査の指針を設ける。

### II. 認証手続き

基本方針に基づき、外圧強さ試験で破壊荷重までの性能確認を実施、若しくはそれにより製造工場認証を取得した工場が1工場以上有ることを前提として、3つの申請種別とする。

1. 新規申請は、新規に認定擁壁を製造するための工場調査の申請。
2. 更新申請は、更新するための工場調査の申請。認証期間内に有って既認定擁壁の追加に伴うものを含む。その際、追加する擁壁の外圧強さ試験は、破壊荷重で性能確認を実施するものとする。ただし、他工場で協会の工場調査が実施・確認済みの場合は、実施された破壊荷重の試験結果を代用することができる。この場合は、長期設計荷重とする。
3. 書換申請は、書換のための工場調査の申請。随時、追加項目の調査を実施する。認証期間は変わらず、外圧強さ試験は更新申請と同様とする。

表 追加認定擁壁の製造工場認証についての申請種別

申請種別	調査時期及び	調査内容	製品検査	認証期間
	認証時期	(現品全調査)	外圧強さ試験	
新規申請	定期 (年2回)	全項目	破壊荷重	調査から5年間
更新申請	定期 (年2回)	全項目	長期設計荷重(1)	調査から5年間
書換申請	随 時	認定追加項目	長期設計荷重(1)	既認証期間

- (1) 破壊荷重までの性能確認を他工場で協会の工場調査が実施・確認済みの場合は、実施された破壊荷重の試験結果を代用することができる。この場合は長期設計荷重とする。
- (2) 書換申請の工場認証手数料は1工場当たり200,000円（消費税別）とする。

### III. 認定申請者の責務

1. 追加認定申請者（以下、権利会社とする）が、各地方整備局より追加認定を受け、附属図書の作成及び配布を行った後の認証手続きとする。
2. 権利会社が追加認定を受ける前に、各地方整備局の判断により製造工場認証における工場調査を実施する必要がある場合は、本認証手続きは適用外とし、新規工場として手続きを行うものとする。
3. 権利会社は追加認定を受けた後に、以下の書類を、（公社）全国宅地擁壁技術協会（以下、協会とする）へ提出する。
  - (1) 追加認定の認定書の写し
  - (2) 追加認定擁壁の附属図書
  - (3) 既認定擁壁からの追加箇所の説明書

- (4) 工場調査要領書等の工場調査書類
- 4. 権利会社は追加認定を受けた後に、以下の書類を、製造工場認証の取得希望工場へ提供する。
  - (1) 追加認定の認定書の写し
  - (2) 追加認定擁壁の附属図書
  - (3) 既認定擁壁からの追加箇所の説明書
  - (4) 追加認定擁壁の品質管理要領書
- 5. 権利会社は製造工場において、最初に製造工場認証又は工場調査を受けた後に、以下の書類のいずれかを、製造工場認証の取得希望工場へ提供する。
  - (1) 追加認定擁壁の製造工場認証証明書の写し
  - (2) 追加認定擁壁の工場調査時の外圧強さ試験における破壊荷重の確認書類

以上